

位 置		小松市日の出町一丁目、二丁目、及び三丁目、四丁目の一部 小松市土居原町、八日市町地方の各一部																		
面 積		約 14.5 ha																		
地 区 整 備 計 画	地区の区分	名 称	A 地 区 商業・業務・研究開発複合地区	B 地 区 沿道型商業・業務複合地区																
		面 積	約 7.3 ha	約 7.2 ha																
	建 築 物 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の 制限	下記に掲げる建築物を建築し、又は用途の変更をしてはならない。 ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項 第5号、第6号及び第2条第6項第1号から第6号までに該当す る営業の用に供するもの。 ○ 倉庫業を営む倉庫 ○ 自動車教習所 ○ 畜舎 ○ サイロ ○ ゴルフ練習場 ○ バッティング・センター																	
		壁面の位置の制限	建築物などの外壁又はこれに代わる柱の面から下表の道路の境界線ま での距離は、下表に示す値以上としなければならない。 (計画図表示のとおり) <table><tr><td></td><td>道 路</td><td>後退する距離</td></tr><tr><td>3・3・47</td><td>小松駅東通り1号線</td><td>0.5 m</td></tr><tr><td>3・4・48</td><td>小松駅東通り2号線</td><td>0.5 m</td></tr><tr><td>3・4・49</td><td>日の出町線</td><td>0.5 m</td></tr><tr><td>3・4・3</td><td>国道線</td><td>0.5 m</td></tr></table>				道 路	後退する距離	3・3・47	小松駅東通り1号線	0.5 m	3・4・48	小松駅東通り2号線	0.5 m	3・4・49	日の出町線	0.5 m	3・4・3	国道線	0.5 m
			道 路	後退する距離																
		3・3・47	小松駅東通り1号線	0.5 m																
		3・4・48	小松駅東通り2号線	0.5 m																
3・4・49	日の出町線	0.5 m																		
3・4・3	国道線	0.5 m																		
建築物等の高さの 最高限度	30 m	45 m																		
建築物等の形態又 は意匠の制限	水槽等の屋上設置物、工作物を設置する場合は、景観に配慮し、道路 や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。																			
かき又はさくの構 造の制限	小松駅東通り1号線、小松駅東通り2号線、日の出町線、及び国道線 の各都市計画道路に面する敷地で、当該道路境界線から0.5m以内の部分 でかき又はさくを設ける場合は次によるものとする。 (1) 高さ1.5m以下の生け垣、フェンス又は鉄さく (2) 石、ブロック類による場合は0.6m以下のもの その他の道路等に面する部分のかき又はさくの構造はできるだけ生け垣 とし、フェンス・鉄さく等を設置する場合は、周辺の景観をそこなわな い高さとする。																			

※ 区域及び壁面の位置の制限は最終ページの計画図表示のとおりです。